平成26年 1月27日

(目的)

第1条 この要項は、伊勢市朝熊山麓公園内の伊勢フットボールヴィレッジ(以下「当該施設」という。)に設置された広告板に掲載する広告内容を適正に管理するため、伊勢市広告掲載 要綱(平成19年10月22日施行。以下「要綱」という。)及び伊勢市広告掲載基準(平成19年10月22日施行。以下「掲載基準」という。)に規定するもののほか、必要な事項をこの要項に定めるものとする。

(広告板の規格及び区画)

第2条 掲載する広告は、別紙1に示された広告板を区画割(区画割された1区画の広告板を 「広告枠」という。)し、広告板の南側から昇順で広告枠に番号を附番(以下「広告番号」 という。)する。その広告板の素材、広告枠のサイズ及び広告枠の数は、次の表のとおりと する。

○広告板の素材、1区画のサイズ及び広告板に掲載できる最大区画数

広告板の素材	広告枠のサイズ	広告枠の数
アルミ折曲加工板	1150mm $ imes4015$ mm	1 7

(広告掲載の申込)

第3条 広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は広告掲載申込書(様式2-1)を提出しなければならない。

(広告の掲載期間)

- 第4条 広告枠に広告を掲載できる期間(以下「広告掲載期間」という。)は、広告掲載期間 の開始日(以下「広告開始日」という。)から1年とする。
- 2 広告掲載期間の終了日(以下「広告終了日」という。)を広告開始日から最大3年まで延 長することができる。
- 3 広告掲載期間を延長または終了しようとする広告主は、広告終了日の90日前までに広告 掲載期間変更申込書(様式2-2)により申し込まなければならない。なお、広告終了日の 延長できる日数は、広告終了日から1年以内とする。
- 4 市長は、前項により申し込まれた広告掲載期間の延長について、変更の可否を決定しなければならない。

(広告の掲載する内容)

- 第5条 広告主が掲載する広告の内容は、要綱第3条及び掲載基準第4条の規定によるものの ほか、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 当該施設の機能や利用に阻害しない形状であり、施設の美観を損なわないこと。
- (2) デザイン構成が、ストーリー性のある4コマや映像表示でないこと。
- (3)絵柄や文字が過密でないこと。
- 2 広告主が広告掲載期間中に広告内容を変更しようとするときは、広告掲載内容変更申込書 (様式2-3)を市長に必要書類を添付して申し込まなければならない。
- 3 市長は、前項により申し込まれた広告内容の変更について、同条第1項の規定に従い審査 し、変更の可否を決定しなければならない。

(広告掲載料)

- 第6条 広告掲載料は、年額200,000円とする。
- 2 広告主は、広告掲載料を市長が指定する日までに、本市が発行する納付書により広告掲載 料を一括して納入しなければならない。

(広告の掲載方法)

- 第7条 広告主は、広告掲載期間内に承諾された広告内容に従い広告を作成し、広告番号の位置に広告を設置し、設置に係る作業工程は、本市と広告主で協議するものとする。
- 2 広告を作成するにあたり、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- (1) 発光、蛍光、反射効果(太陽光や照明など)を有する材料を使用しないこと。
- (2) 再剥離できる仕様であること。なお、広告掲載期間中において広告枠からの剥離等を生じさせない仕様であること。
- (3)紫外線などにより、文字やイラストなどが広告掲載期間中に劣化しない仕様であること。

(広告の撤去)

- 第8条 広告主は、広告終了日の90日前から広告終了日までの間に広告を撤去し、広告枠を 原状に復しなければならない。なお、撤去に係る作業工程は、本市と広告主で協議するもの とする。
- 2 市長は、広告主が設置した広告が、第3条第1号に適合しないと判断した場合は、直ちに 広告を撤去させなければならない。

(費用の負担)

- 第9条 次に掲げる費用は、広告主が負担する。
 - (1) 広告枠に取り付ける広告の製作に要する費用
- (2) 広告の取付け、撤去及び維持補修(市の責めに帰すべき事由によるものを除く。)に 要する費用

(原状回復)

- 第10条 広告の原状回復については、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 市長が故意に広告に損傷又は破損させた場合を除いては、広告主の責任又は負担において原状回復する。
- (2) 前号に定める場合のほか、市長、広告主どちらかが原状回復を必要と認めたときは双方で協議し決定する。

(損害賠償)

- 第11条 市長は、次の各号に該当する期間において広告を行わないことにつき、損害賠償の 責を負わない。
- (1) 広告の掲載、撤去及び変更に要する期間
- (2) 広告の原状回復、維持管理に関する期間

(その他)

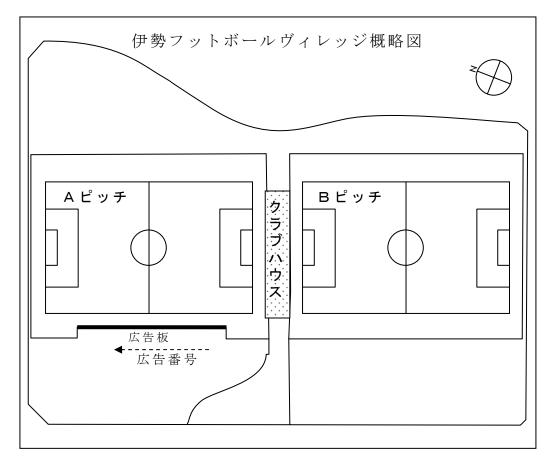
第12条 この基準に定めるもののほか広告掲載の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成24年12月21日から施行する。

附則(平成26年1月27日)この要項は、平成26年1月27日から施行する。

●広告板の位置



●広告板の区画(広告枠)及び広告番号(広告枠内の数字)



●広告枠のサイズ及び規格

